

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

平成24年の「総争議」596件のうち、平成24年中に「解決又は解決扱い」になった件数は520件（労働争議全体の87.2%）となっており、「翌年への繰越」は76件（同12.8%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が96件（解決又は解決扱い件数の18.5%）、「第三者関与による解決」が209件（同40.2%）、「その他（解決扱い）」が215件（同41.3%）となった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が206件（同39.6%）で最も多かった。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は 解決扱い	労使直接交渉 による解決		第三者 関与に よる解決	労働委員 会関与			その他 (解決 扱い)	翌年 への 繰越		
			第三者 関与あり	あっせん		調停	仲裁					
解決件数(件)												
平成19年	636	531	185	80	168	164	161	3	-	178	105	
20	657	536	138	68	218	215	213	2	-	180	121	
21	780	627	167	109	245	245	239	6	-	215	153	
22	682	582	165	120	198	197	195	2	-	219	100	
23	612	478	97	75	178	178	175	3	-	203	134	
24	596	520	96	47	209	209	206	3	-	215	76	
構成比(%)												
平成19年	100.0	83.5	(100.0)	(34.8)	(15.1)	(31.6)	(30.9)	(30.3)	(0.6)	(-)	(33.5)	16.5
20	100.0	81.6	(100.0)	(25.7)	(12.7)	(40.7)	(40.1)	(39.7)	(0.4)	(-)	(33.6)	18.4
21	100.0	80.4	(100.0)	(26.6)	(17.4)	(39.1)	(39.1)	(38.1)	(1.0)	(-)	(34.3)	19.6
22	100.0	85.3	(100.0)	(28.4)	(20.6)	(34.0)	(33.8)	(33.5)	(0.3)	(-)	(37.6)	14.7
23	100.0	78.1	(100.0)	(20.3)	(15.7)	(37.2)	(37.2)	(36.6)	(0.6)	(-)	(42.5)	21.9
24	100.0	87.2	(100.0)	(18.5)	(9.0)	(40.2)	(40.2)	(39.6)	(0.6)	(-)	(41.3)	12.8

注： 1) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申し立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでないような労働争議が含まれる。
 2) 「労使直接交渉」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
 3) ()内は「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

(2) 継続期間別の状況

労働争議の解決状況を継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、30日以内で解決した件数は124件で、全体の23.8%となった（第8表）。

第8表 継続期間別労働争議解決件数及び構成比

	計	30日以内					31~60日	61~90日	91日以上
		1~5日	6~10日	11~20日	21~30日				
解決件数(件)	520 (478)	124 (123)	12 (7)	14 (13)	44 (47)	54 (56)	141 (128)	100 (116)	155 (111)
構成比(%)	100.0 (100.0)	23.8 (25.7)	2.3 (1.5)	2.7 (2.7)	8.5 (9.8)	10.4 (11.7)	27.1 (26.8)	19.2 (24.3)	29.8 (23.2)

注： ()内は、平成23年の数値である。